十二　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$額面金額 \times \frac{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　償還期限　平成三十九年五月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成二十九年五月十五日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成三十年五月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成三十年五月十五日から平成三十年十一月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - \left(初期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} + 第二期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100}\right)$$

㈡　平成三十年十一月十五日以後の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - \left(買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100}\right)$$

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成三十年五月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十九年十一月十五日から平成三十年五月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - \left(初期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} + 経過利子に相当する金額\right)$$

㈡　平成二十九年十一月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

十九　元利金支払場所　日本銀行

○厚生労働省・環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年三月十三日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
環境大臣　山本　公一

1　承認番号　17―36Ｖ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	岡山大学病院　病院長　槇野　博史 岡山県岡山市鹿田町二丁目５番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ヒトREIC/Dkk-3タンパク質を発現する非増殖性遺伝子組換え５型ヒトアデノウイルス（Ad5-SGE-REIC/Dkk-3）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした、使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	Ad5-SGE-REIC/Dkk-3溶液の保管と調製 ⑴　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3原液は、バイアルに封入したものを容器に密封した状態で、治療施設内の施錠可能な冷凍庫に保管する。 ⑵　凍結状態のAd5-SGE-REIC/Dkk-3原液の融解、希釈及び分注の操作は、治療施設内の安全キャビネット内で実施する。 ⑶　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3原液並びに原液から所定の濃度に希釈された溶液（以下「Ad5-SGE-REIC/Dkk-3溶液」という。）は、密封した容器に入れて、他の区域と明確に区別された治療室（以下「治療室」という。）に運搬する。 患者への投与 ⑷　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3溶液の患者に対する投与は、治療室内において実施する。 ⑸　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3溶液は注入用穿刺針を用いて、腹部超音波等の監視下に肝腫瘍内（原発性及び転移性肝がん内）へ注入する。 ⑹　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3溶液の注入部位の周辺（経皮的に注入する場合は穿刺部位の周辺）には、滅菌された不織布を二重に敷き詰める。 ⑺　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3溶液の注入操作は慎重に行い、Ad5-SGE-REIC/Dkk-3の漏出及びエアロゾル化を最小限に留める。 投与後の患者の管理 ⑻　投与終了後、患者の創部を消毒し、滅菌ガーゼで覆う。ウイルス漏出に留意して、患者を治療室から個室に移送する。 ⑼　投与終了後24時間まで、患者を個室内で管理する。 ⑽　検査等の理由で患者が一時的に個室から外に出る場合は、排泄等によるウイルス排出を最小限に留める。